

指定管理業務点検・評価シート（令和2年度業務）

令和3年7月15日

施設名	鳥取県立布勢総合運動公園	所在地	鳥取市布勢146-1
施設所管課名	生活環境部緑豊かな自然課	連絡先	0857-26-7369
指定管理者名	(公財)鳥取県スポーツ協会	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的とする。
設置年月日	○敷地面積：52.4ha ○主な施設内容：陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、多目的広場、県民体育館、テニスコート、遊具広場、駐車場ほか
施設内容	○敷地面積：52.4ha ○主な施設内容：陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、多目的広場、県民体育館、テニスコート、遊具広場、駐車場ほか
利用料金	(別紙のとおり)
開館時間	①多目的広場、補助競技場、テニスコート（夜間照明設備のないテニスコートに限る） 午前9時～午後5時（4月1日から9月30日までの間は午後7時まで） ②陸上競技場、球技場、野球場、テニスコート（夜間照明設備のないテニスコートを除く） 午前9時～午後9時まで ③県民体育館 午前9時～午後10時まで
休園日	年末年始12月29日～1月3日 ※県民体育館のみ毎月第3火曜日休館

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○布勢総合運動公園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ○布勢総合運動公園の利用に係る許可、利用料金の徴収等に関する業務 ○スポーツ・レクリエーション振興に関する業務 ○その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	--

3 施設の管理体制

	正職員：10人、常勤嘱託職員：9人 非常勤嘱託職員：5人 [計 24人]
管理体制	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>園長（正職員1）</p> <p>（管理区域） 陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、多目的広場、桜の園、ふれあい広場、休憩広場、駐車場(3・4・7)等</p> <p>（管理区域） 県民体育館、テニスコート、遊具広場、観水広</p> <p>（管理区域） 県民体育館、テニスコート、遊具広場、観水広</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>副主幹（正職員1）</p> <p>副主幹兼体育指導員（正職員1）</p> <p>スタッフ兼体育指導員（正職員1）</p> <p>スタッフ（正職員2）</p> <p>常勤嘱託職員（3）</p> <p>非常勤嘱託職員（4）</p> <p>スタッフ（正職員2）</p> <p>体育指導員兼スタッフ（1）</p> <p>常勤嘱託職員（6）</p> <p>非常勤嘱託職員（1）</p> </div> </div>

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度		26,753	35,781	41,214	63,571	50,766	77,295	91,308	73,146	42,204	23,585	48,311	64,200
R1年度		110,520	92,821	80,944	87,703	75,892	88,809	93,214	86,248	52,483	46,719	62,868	63,739	941,960
増減		△ 83,767	△ 57,040	△ 39,730	△ 24,132	△ 25,126	△ 11,514	△ 1,906	△ 13,102	△ 10,279	△ 23,134	△ 14,557	461	△ 303,826

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2年度		545	1,276	1,815	3,086	2,987	2,520	3,006	2,773	2,945	1,925	2,308	3,368
R1年度		3,876	3,185	4,005	4,469	4,854	5,741	3,612	3,459	2,927	3,632	3,455	1,665	44,880
増減		△ 3,331	△ 1,909	△ 2,190	△ 1,383	△ 1,867	△ 3,221	△ 606	△ 686	18	△ 1,707	△ 1,147	1,703	△ 16,326

5 収支の状況

区 分		R2年度	R1年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	28,554	44,880	△ 16,326
		教室参加料	5,461	11,187	△ 5,726
		イベント収入	1,648	5,172	△ 3,524
		小 計	35,663	61,239	△ 25,576
	事業外収入	自動販売機手数料ほか	6,414	9,230	△ 2,816
		県委託料	287,987	286,543	1,444
	小 計	294,401	295,773	△ 1,372	
	計	330,064	357,012	△ 26,948	
支出	人 件 費	79,835	80,930	△ 1,095	
	管理運営費			0	
	事 業 費	246,080	265,107	△ 19,027	
	当期経常増減	4,149	10,974	△ 6,825	
	計	330,064	357,011	△ 26,947	

6 労働条件等

確認項目		状 況			備 考
		正職員	常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員	
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	○	○	○	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	あり	あり	あり	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間	8時間	4時間～6時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告	自己申告	自己申告	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	4週あたり8日	4週あたり8日	週あたり2	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	255,320円	171,187円	68,918円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	全職員実施			
	産業医の選任	選任の要否： 否	選任状況：		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況：		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況：		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否： 要	選任状況： 次長 山本一也		※業種・規模の要件あり

(参考)

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
- ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
- ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
- ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
- ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
休園日	年末年始12月29日から翌年の1月3日 ※県民体育館のみ毎月第3火曜日休館
開館時間	利用（開館）時間を、大会等の時間に合わせて柔軟に対応。
利用料金	・無料開放：5月3～5日、9月12日（とっとり県民の日）、9月第2土曜日とその翌日、10月第3週月～金の5日間 ・鳥取県民体育館トレーニングルームと鳥取屋内プールとの共通利用券の設定：5,090円/月
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント「いきいき健康長寿」(8)、「スポーツイベント」(9)、地域交流型(5)、体験学習プログラム(4)を開催した。 ・スポーツ教室は、テニス教室以外1期12教室(23教室中止)、2期29教室、短期7教室を開催した。 ・テニス教室は、1期・2期中止、3期2教室、4期2教室を開催した。 ・堆肥の無料配布を年1回行った。(1回中止) ・新聞等による情報提供を行った。 ・地域住民と委託契約をむすび、第1駐車場を毎朝6時より開放した。また年末年始は常時開放とした。 ・大会時における早朝開園を行った。 ・夏季の利用開始時間を8時30分からに拡大した。(陸上競技場、トレーニングルーム、雨天練習場、補助競技場) ・研修室の利用促進として、鏡を無償で貸出しダンス等の利用に対応するとともに、ポータルプロジェクトの増設により場所を問わず研修会等が行える環境を整えた。

8 利用者意見への対応

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備について 予約が取りやすい。 いい環境でテニスができありがたい。 体温計がよくなりスムーズになった。 ・利用システムについて 部分的な利用ができ、用途が広がる。 ・環境について ゴミが落ちていない。 トイレがきれいに保たれている。 ・職員対応について いつも丁寧な対応である。 電話対応でも説明がわかりやすい。

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<p>①公平な利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり施設予約サービスを活用し、自宅から利用申込ができるサービスを充実させた。 ・令和4年度の中国大会以上大規模大会やイベントを決定するため、8月に大規模施設利用調整会を実施した。 ・令和3年度の県大会、地域大会、イベント等を決定するため、2月に施設利用調整会を実施した。 ・施設利用申込マニュアルに基づき利用の許可に関わる手続きを行うとともに、利用料金の徴収等を適正に行った。 ・利用料減免基準に基づき、適正に減免手続きを行った。 ・有料施設の開場時間をまもるため、利用者に周知徹底を行った。 ・細かなルールを内部で取り決め、どなたにも公平な運営を行った。 <p>②職員の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生法の研修会を実施した。(4/16,10/15) ・自衛消防訓練を実施した。(6/16,1/19) ・緊急地震速報訓練を実施した。(6/17,11/5) ・2名の職員が日本スポーツ協会アシスタントマネージャー資格講習を受講・取得した。 ・外部で行われる人権研修に各職員2回以上参加した。 <p>③安全で安心な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、巡視の徹底を行った。 ・管理運営にかかる外部委託業者と連携し、不審者・不審物の早期発見・対応など、利用者の安全に務めた。 ・事故のリスクが高い遊具施設については、日常点検の徹底及び専門業者による定期点検年2回を実施した。 ・職員全員が心肺蘇生法、AEDの講習会を年1回実施。 ・園内7箇所に設置されたAEDについて、日々の点検及び定期点検を行い適正に作動できる維持管理。 ・消防訓練及び防犯訓練を実施。 ・全国瞬時警報システムの情報伝達訓練を実施。 ・心肺蘇生法(AED含む)の研修会を実施。 ・救急箱を含む緊急資材のほか、災害を想定した各種資材を常備した。 ・インフルエンザ、デング熱等の感染症対策として、アルコール消毒液の設置及び啓発活動に努めた。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策について県の指示等により適正に対処した。 ・救急用として職員全員が「フェースシールド(人工呼吸用携帯マスク)」を携行。 ・蜂対策の捕獲容器を園内に設置。 ・職員による蜂駆除を都度実施。 ・ジカ熱・デング熱対策として、屋外トイレに虫除け装置を設置。 ・熱中症対策のため、ミスト、扇風機等の設置及びWBGT計による指数掲示などの啓発に努めた。 ・園内21か所の監視カメラ。

④スポーツの振興

- ・自主事業による「スポーツ教室」「スポーツイベント」の実施
- ・大規模スポーツイベント
B・LEAGUE2020-21公式戦第14節（12/18～20）、バドミントンS/Jリーグ2020（2/12～14）
レギュラーシーズン（12/7,8）、2019-2020Vプレミアリーグ（2/13～15）
- ・各競技団体が実施する強化合宿・強化練習会が安全にスムーズに開催できるよう、競技団体と連携し準備や当日の運営に協力した。
- ・高齢者運動会他、各種大会への準備運動等の協力・支援
- ・JOC支援事業へ協力し、自動販売機1台を陸上競技場に継続して設置
- ・東部地区高齢者健康運動会の準備運動等指導のため職員を派遣した。
- ・年間を通したグラウンドゴルフ大会の開催。
- ・総合型地域スポーツクラブ情報コーナーの設置。
- ・強化指定選手（障がい者）の雇用を継続
- ・障がい者スポーツ教室、障がい者トランポリン教室や高齢者も参加しやすい教室の開催

⑤利用者へのサービス

- ・意見箱の設置や利用者へのアンケートを実施し、お客様のご意見を反映させた施設管理を行った。
- ・ホームページや公園内の掲示板、市報、新聞等を活用し、毎月の行事、スポーツ教室の案内や各イベント等の紹介や情報提供を行った。
- ・スポーツ教室や各種イベントを開催し、公園のPRや自然・スポーツにふれあう機会、県民の交流の場を提供した。
- ・年末年始の休園日に第1駐車場を開放し、来園者の便宜を図った。
- ・積雪時でも安心・安全にジョギングができるよう園内の除雪体制を整えた。（積雪がなく実績なし）
- ・陸上競技場及び県民体育館に貸出用車椅子（計5台）を設置。
- ・70歳以上の方、障がい者の方、高校生以下の利用者に「減免利用券」を発行し利便性の向上を図った。
- ・特に利用頻度が高い利用者向けに、登録制により「施設利用券」を発行し、施設利用申し込み手続きを簡素化することで利便性の向上を図った。
- ・ブレイルームを県民体育館に設置、幼児以下を対象とし無料で提供した。
- ・県民体育館1階ロビーにイベント等使用時の掲示物展示レールフックを設置。
- ・英語、韓国語のパンフレット、案内看板を作成。
- ・中央広場、モニュメント広場にバスケットゴールを設置。
- ・陸上競技場トレーニングルームにストープを設置。
- ・障がい者への対応として、「耳マーク」「ハートプラスマーク」を掲示。

⑥収入確保と経費の節減

【収入確保】

- ・スポーツ教室の拡充及び各種イベントの開催による収入確保。
- ・自動販売機設置手数料による収入確保。
- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS）の徹底及び巡視・巡回による節電、節水、コピー用紙の両面印刷等で経費節減。
- ・クールビズ、ウォームビズでの冷暖房費の節減。
- ・第三者委託業務の複数年契約による経費節減。
- ・園内照明のLED化による経費節減。
- ・陸上競技場内通路蛍光灯をセンサー式にすることによる経費節減。

⑦県や関係機関との連携確保

- ・ネーミングライツによる愛称「コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク」の周知、普及を徹底するとともに、園内の自動販売機のうち一定数をネーミングライツ企業の販売機にするなど、県の方針に協力した。
- ・障がい者スポーツの拠点施設として整備されたバリアフリー化に協力した。
- ・県が関係する大会等へ協力した。
- ・鳥取県及び関係団体と連携して、ジャマイカホストタウン、事業団他各チームの合宿誘致等事業に協力した。
- ・鳥取市の地域防災計画により指定緊急避難場所として指定されており、避難場所開設に当たって、受け入れ、誘導、物資運搬等の協力を行った。
- ・災害時の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）として協力した。
- ・緊急地震速報システム（Jアラート）を活用した。
- ・鳥取県障がい者スポーツ協会と連携して、強化指定選手の指導を行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施及び、感染者等発生にかかる必要措置について全面的に協力した。

⑧環境配慮活動への取組み

- ・鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の認定を受けて省資源、省エネルギー、リサイクル活動を実践し、定期審査での指摘事項もなし。
- ・ペットボトルのキャップを回収して再資源化材料として提供。
- ・園内で発生する刈芝屑・枯れ葉・枯れ枝・雑草等を堆肥化し、園内で再利用するとともにイベント等で来園者に無料で配布した。
- ・ミスコピー用紙等は裏面印刷に利用。
- ・ゴミの分別を徹底し、廃棄物のリサイクル品目を増やし4R運動を推進している。
- ・大気汚染防止法に基づいた年2回のばい煙測定を実施。
- ・園内のごみ箱を減らし、利用者にゴミの持ち帰りを呼びかけた。
- ・駐車場でのアイドリングストップの啓発。
- ・エコマーク、グリーンマーク製品の購入。
- ・冷暖房設定温度の徹底。

⑨県民との協働事業の推進

- ・ボランティア活動の受け入れ。
 ㈱中電工地域社会貢献活動による清掃活動（11月）
 ※その他は新型コロナウイルスの影響により中止。

⑩指定管理者と利用者の意見交換会の開催

- ・新型コロナウイルスの影響（変異型等含む）により中止。

⑪障がい者・高齢者にやさしい施設づくりと運営

- ・受付窓口等に「耳マーク」「ハートプラスマーク」を設置。
- ・「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に丁寧な対応を心掛ける。
- ・受付窓口に老眼鏡を設置。
- ・減免基準に基づいた施設使用料の減免。
- ・車椅子の貸し出し及び車椅子で来館された方のタイヤ拭き対応。
- ・高齢者や足の不自由な方のため、靴の脱ぎ履きがしやすいよう玄関に椅子を設置するとともに、多数の来園がある場合は増設し対応した。
- ・自主事業での福祉プログラム実施。
- ・職員が障がい者スポーツ初級指導員資格を取得し、指導・支援体制を整えている。
- ・カラーユニバーサルデザインを取り入れ、避難誘導経路図や案内表示の色合いや大きさを変え色弱の方にも配慮した。
- ・障がい者を2名雇用し、管理する立場から見た意見を取り入れた運営を行っている。

⑫地域貢献

- ・毎年行われる職場体験等がすべて中止
- ・地元の学校、地域、企業等からの指導員の要請はなし

⑬スポーツ情報、ネットワークの提供

- ・各種スポーツ教室及びイベント開催要項をホームページ、新聞、市報、館内（ロビー）掲示等により広報した。
- ・持ち帰りパンフレットを作成し陸上、体育館のロビーに設置。
- ・鳥取県スポーツ協会が管理運営する他施設との情報共有。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

①苦慮している点

- ・トレーニングルームの利用者が増加する中、全体的なスペース不足や器具の設置数不足が考えられる。
- ・トレーニングマシンの劣化により不備が多発しているが、予算の関係上更新できないものが増えてきており、利用者の満足度が落ちている。
- ・公園設置当初からの設備は当然年数がたつにつれ劣化していき、しわ寄せがくる時期には、250万円未満の修繕が委託料での対応となったことで厳しい状況に陥ることが考えられる。
- ・5年という短い指定管理の期間が、職員の雇用にとって将来の不安になり、モチベーションの維持、向上に懸念がある。
- ・通常時はよいが、大規模な大会や催し物の際には、駐車場の許容量が全く足りていなく、催事が重なった場合はすべての駐車場が満車になり、結果迷惑駐車が増え、近隣住民からの苦情となる。
- ・いつでもだれでも来園できるよう開放していることで、県民の利便性向上に努めているが、その裏では深夜に園内で宴会を開くなど不適切な利用によりゴミが散乱するなどの被害もある。
- ・陸上競技場のトレーニングルームに冷暖房設備がなく、夏場は扇風機、冬はストーブで対応している。
- ・減免基準の中には、条件が曖昧なものがあり線引きが困難である。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策による運営が当たり前になってくる感覚は見直すべき。

②積極的に取り組みたい事項

- ・職員の意識改革、資質向上。
- ・収入増を図るための取り組み。（研修室の利用促進、新規イベントの企画など）
- ・東京オリンピック・パラリンピックの国内外のキャンプ地誘致関係事業に、県や関係団体と連携して取り組んでいく。
- ・公園設置から約30年経過した施設を、こまめな修繕等により長寿命化を図っていく。
- ・巡視や点検の質を高め、より安心、安全な公園にしていく。
- ・ボランティア団体と良好な関係を築き、緊密な連携のもと、自主事業の充実や一層の園内緑化・美化を目指す。
- ・ニーズを把握し、自主事業等を見直す。
- ・スポーツの拠点施設に相応したメジャーな大会の誘致を行うとともに、スポーツ以外のイベント（コンサート等）の誘致についても積極的にいきたい。

項目	評価	点検結果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場や球技場の芝生は高水準な管理を行い、利用者からの評価も高い。 職員による日常点検や公園内の巡視により保守管理を適正に実施し、電気設備については専門知識を持った職員を直接配置して対応している。また、外部の専門業者による定期点検や修繕も適宜行い、遊具は専門家による定期点検を年2回実施している。 AEDについて毎日の日常点検、職員全員を対象とした講習会を実施し、適切に作動できるよう緊急時に備えている。 外部委託による夜間警備を継続して実施し、園内の安全確保に努めた他、外部委託業者による清掃に加え、新型コロナウイルス感染防止対策として、職員自ら毎日3回消毒、清掃を行う等、コロナ感染対策を徹底し、適切に施設管理を行っている。併せて、新型コロナ感染者等の発生に係わる必要な措置を迅速に実施した。 避難所開設時は避難所運営に支障がでないように状況に応じて進んで対応を行った。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整会議を開催し、大規模な大会や行事、各種団体の大会・行事について調整し、円滑・公平な施設利用の確保に努めた。 不審者対応のマニュアル、盗難防止マニュアル、職員教育の徹底により、安心して利用してもらえる体制を整えている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	4	<ul style="list-style-type: none"> 設備・備品の貸出しは適切であり、取扱いが難しい設備の貸出しにあたっては、職員がついて対応している。 日本スポーツ協会公認の資格等を持つ専門職員を配置し、利用者のニーズに応じて利用指導を行っている。 トレーニングルームの機器の利用指導者を当番で配置し、利用者にはわかるよう担当者名を掲示し、利用者からの連絡に対応できるようにしている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	<ul style="list-style-type: none"> トップアスリートから中高生の部活の利用まで、幅広い層が年間を通じてできる限り利用できるよう、利用時間や施設の維持管理等について工夫を重ねている。 姿見(大きな鏡)や、プロジェクター・スクリーンを導入して無償で貸し付けし、研修室の利用促進を図った。 コロナ禍の中で工夫しながら、スポーツ教室等の開催や、スポーツ大会等の開催に協力し、スポーツ振興に努めたほか、季節に応じた自然体験イベントを実施する等、利用者へのサービスを行っている。 トレーニングルームは新型コロナ感染防止対策で運用を変更しながら、利用者のサービスに努めた。 規定に基づき個人情報の管理を適切に行っている。 利用者からの意見は、その内容や案件に応じて、適宜、県に報告や相談も行い、適切に対応している。
[収入支出の状況]	3	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの影響で事業収入は減少しているが、感染状況が改善されれば再び施設収入が見込まれる。
[職員の配置]	4	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのスポーツ関係の指導助言等を行うことができるよう、スポーツに関する有資格者を配置している。R2年度も、アシスタントマネージャー資格の取得等、職員の充実を図った。 施設の適切な維持管理のため、電気設備の専門知識を持った職員も直接配置している。 競技用芝グラウンドや植栽について、いずれも3年以上管理経験を有する職員を配置している。 障がい者雇用にも積極的である。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査等も行い、適正な会計事務が行われている。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 ・環境関連法令 ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令も適正に遵守していた。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響で多数の主催イベントが中止となり、賞品を発注する機会がなかったが、障がい者2名の雇用は実施。
総括	4	<ul style="list-style-type: none"> トップアスリートから中高生の部活の利用まで、幅広い層が年間を通じて利用できる運営体制としている。 高水準な芝生グラウンドの管理をはじめ、良好で安全に各種の施設設備が利用できるよう維持管理に努めている。 コロナ禍の中で工夫しながら、利用者のニーズに応じたスポーツ教室の実施など、利用者の意見を運営に反映し利用者の満足度向上に努めながらスポーツ振興に寄与した。 姿見の導入やポータブルプロジェクターの増設等により、研修室の利用促進を図った。 利用者が安心安全に利用できるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底して行った。 多くの利用希望に対し、事前に適切に調整し、円滑・公平な施設利用を実現させている。 施設、備品の更新については、県と協力し引き続き快適かつ安全な施設運営を図っていく必要がある。

【評価指標】5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。